

長野県住生活基本計画の変更に  
当たっての骨子案について

# 長野県住生活基本計画（H23～H32）の変更について

建築住宅課

## 1 趣旨

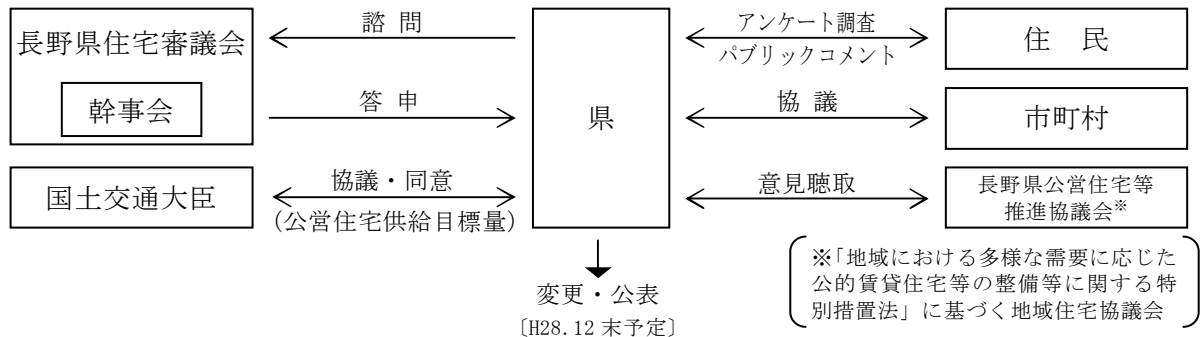
現行の長野県住生活基本計画について、計画期間の前期5年が経過したことから、社会経済情勢の変化等に対応するため、平成28年3月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）の変更を踏まえて、見直しを行う。

住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）	
第3章 住生活基本計画 （全国計画）	
第15条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 <u>国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。</u>	
（都道府県計画）	
第17条 都道府県は、 <u>全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。</u>	

## 2 経過

	住生活基本計画（全国計画）	長野県住生活基本計画	計画期間
策定	平成18年9月	平成19年3月	平成18～27年度
変更	平成23年3月	平成24年2月	平成23～32年度
変更	平成28年3月	<b>今回変更</b>	平成28～37年度

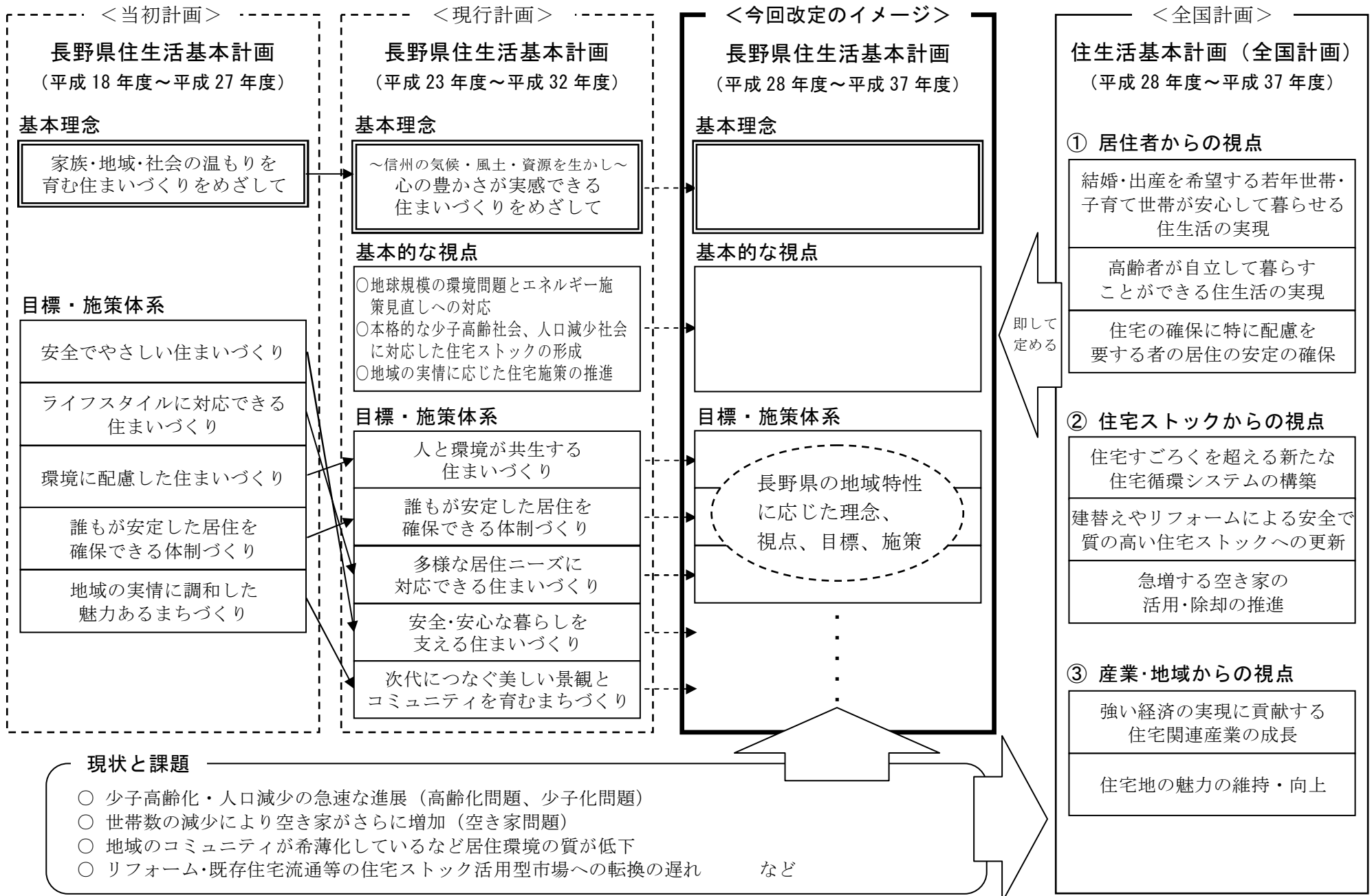
## 3 策定体制



## 4 スケジュール

	平成27年度		平成28年度			
	6/16	2/10	5/12	8月	10月	12月
住宅審議会	アンケート項目検討	アンケート結果報告 統計分析・意見交換	諮問・方向性整理	計画素案の検討	計画の最終検討	答申
幹事会			←必要に応じて開催→			
意見募集・協議			←パブリックコメント→ ←市町村等協議→			
調査等	県民アンケート（12月）					

# 長野県住生活基本計画の変遷

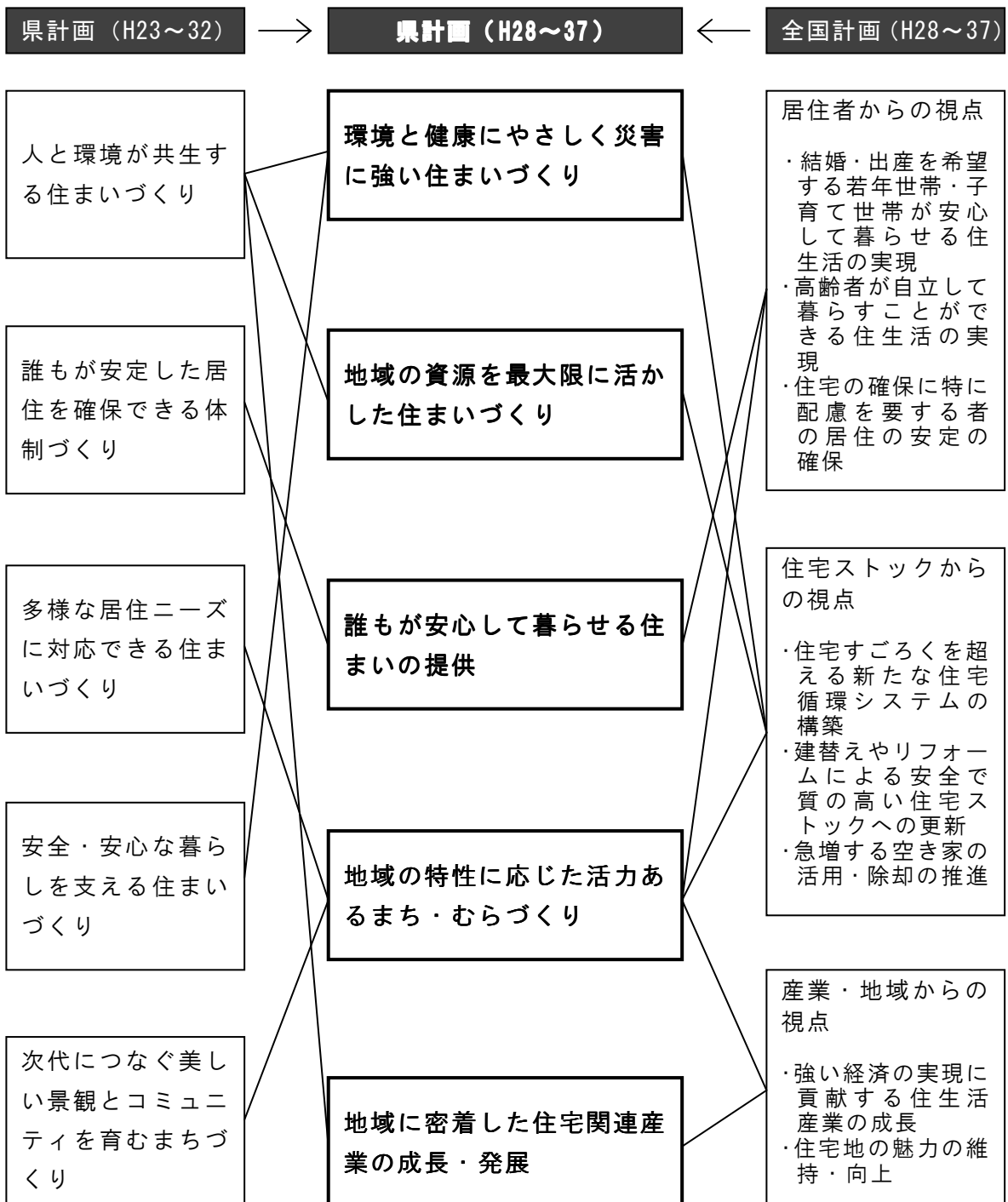


基本理念

～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～

安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして

目 標



# 長野県住生活基本計画（H28～37） 骨子案（施策体系）

## 施策体系

### 目標1 環境と健康にやさしく災害に強い住まいづくり

信州の恵まれた環境や私たちの健康にやさしい住まいづくりをめざします。また、いつ起きるか分からない地震や土砂災害等に強く、安全・安心な住まいづくりをめざします。

（基本的な施策）

- ・住宅の**省エネルギー化**や**自然エネルギー導入**の促進
- ・**快適で健康の維持・増進**に寄与する住まいづくりの推進
- ・**災害に強い**住まいづくりの推進、災害危険区域等にある住宅の移転の促進
- ・**耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化**など、性能向上リフォームの促進など

### 目標2 地域の資源を最大限に活かした住まいづくり

森林資源、太陽光など、地域で得られる豊かな資源を最大限に活かした地産地消の住まいづくりをめざします。

（基本的な施策）

- ・**県産木材**を活用した住宅の建設・改修の促進
- ・太陽光、バイオマスエネルギーなど、**再生可能エネルギー活用**の促進など

### 目標3 誰もが安心して暮らせる住まいの提供

市場において自力で住宅を確保することが難しい世帯であっても、安心して暮らせる環境づくりをめざします。

（基本的な施策）

- ・**公営住宅**等の公的賃貸住宅の公平かつ的確な**供給**（建設、建替え、維持管理 等）
- ・**ひとり親世帯、貧困世帯、障がい者世帯**等の賃貸住宅への円滑な入居の支援
- ・災害時の**応急仮設住宅、災害復興住宅**の建設・確保の支援など

### 目標4 地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり

少子高齢・人口減少社会に相応しく、多様な居住ニーズに応える魅力的な地域づくりをめざします。

（基本的な施策）

- ・首都圏、中京圏をはじめとする県外からの**移住**や**二地域居住**の促進
- ・**空き家**の適正な**維持管理・活用**、著しく老朽化した空き家の**除却・跡地活用**の促進
- ・地域の特性を活かした県民参加による**景観育成**や**リノベーション**の支援
- ・**若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯**等が安心して生活できる住宅の供給の促進など

### 目標5 地域に密着した住宅関連産業の成長・発展

質の高い住まいづくりを持続していく環境づくりをめざします。また、これまで以上に既存住宅の有効活用が進む環境づくりをめざします。

（基本的な施策）

- ・教育機関、関係団体等との連携による**担い手の育成**、地域住宅産業の支援
- ・維持管理、状況調査、空き家管理、流通等、**既存住宅の利活用**に係る**産業の活性化**など

長野県住生活基本計画（H23～32） 目標達成指標の状況

目標達成指標			現状値	進捗の目安（直線補間による目安値）		
<b>人と環境が共生する住まいづくり</b>						
1	省エネルギー基準(H11基準)を満たす新築住宅	59% (H22) ⇒ 90% (H32)	77% (H27)	74.5% (H27)	◎	
2	太陽光発電システムのある住宅ストック	14,100戸 (H20) ⇒ 75,000戸	49,800戸 (H25)	39,475戸 (H25)	◎	
3	住宅への県産木材の利用	30% (H20) ⇒ 50% (H32)	31% (H26)	40% (H26)	△	
<b>誰もが安定した居住を確保できる住まいづくり</b>						
4	公営住宅の供給(県営+市町村営)	供給目標量	7,900戸 (H23～27)	8,629戸 (H23～27)	7,900戸 (H23～27)	◎
		上記のうち建替	1,100戸 (H23～27)	355戸 (H23～27)	1,100戸 (H23～27)	△
5	最低居住面積水準 (1人世帯:25㎡、4人世帯:50㎡)	2.0% (H20) ⇒ できるだけ早期に解消	1.8% (H25)		○	
6	高齢者向け住宅のストック	0.37% (H17) ⇒ 3～5% (H32)	1.65% (H26)	2.54% (H26)	△	
<b>多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり</b>						
7	住宅性能表示制度を利用する新築住宅	16.5% (H22) ⇒ 40% (H32)	10.9% (H26)	25.9% (H26)	△	
8	長期優良住宅の認定を受けた新築住宅	9% (H21) ⇒ 20% (H32)	14% (H26)	14% (H26)	○	
9	住宅の利活用期間	減失住宅の平均築後年数	約27年 (H20) ⇒ 約40年 (H32)	約37年 (H25)	約32年 (H25)	◎
		住宅の減失率	約6.2% (H15～20) ⇒ 約5% (H27～32)	約6.0% (H20～25)	約5.7% (H20～25)	○
10	リフォームの実施	4.8% (H16～20平均) ⇒ 8% (H32)	5.0% (H21～25平均)	6.13% (H21～25平均)	△	
11	既存住宅の流通	8.9% (H20) ⇒ 20% (H32)	11.4% (H25)	13.5% (H25)	○	
12	誘導居住面積水準 (1人世帯:55㎡、4人世帯:125㎡)	全世帯	71% (H20) ⇒ 85% (H32)	73% (H25)	76.8% (H25)	△
		子育て世帯	55% (H20) ⇒ 70% (H32)	56% (H25)	61.2% (H25)	△
<b>安全・安心な暮らしを支える住まいづくり</b>						
13	建築物の耐震化	住宅	72% (H20) ⇒ 95% (H32)	78% (H25)	81.5% (H25)	○
		特定建築物	85% (H23) ⇒ 95% (H32)	90% (H27)	89.4% (H27)	○
14	大規模建築物における吹付けアスベストの除去	17% (H22) ⇒ 50% (H32)	19% (H27)	33.5% (H27)	△	
15	高齢者の居住する住宅のバリアフリー化	一定のバリアフリー化	43% (H20) ⇒ 80% (H32)	48% (H25)	58.4% (H25)	△
		高度のバリアフリー化	12% (H20) ⇒ 25% (H32)	13% (H25)	17.4% (H25)	△
<b>次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり</b>						
16	景観育成住民協定の認定	164件 (H22) ⇒ 175件 (H32)	168件 (H27)	169件 (H27)	○	
17	景観行政団体市町村	11市町村 (H22) ⇒ 25市町村 (H32)	20市町村 (H27)	18市町村 (H27)	◎	
18	住民の合意形成によるまちづくり地区	65地区 (H22) ⇒ 80地区 (H32)	73地区 (H27)	72地区 (H27)	○	